

多床室

セイワ習志野 利用料金表

令和3年4月1日現在

● (1割負担)介護保険給付対象基本料金

地域区分: 習志野市=4級地(1単位あたり 10.54円)

報酬類型: 介護老人福祉施設サービス費(Ⅱ)従来型多床室

状態区分	1日あたり							合計単位	1月あたり		介護保険 10割分	介護保険 9割負担分	介護保険1割分 利用者負担分
	加算								介護職員 処遇改善加算 Ⅰ	介護職員等 特定処遇 改善加算 Ⅰ			
	日常生活継続 支援加算	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	個別機能 訓練加算	精神科医 配置加算	夜勤職員 加算Ⅰ								
要介護1	573	36	4・8	12	5	13	651			236,106	212,495	¥23,611	
要介護2	641	36	4・8	12	5	13	719	合計単 位数に 8.3%を 掛けた 値	合計単 位数に 2.7%を 掛けた 値	260,770	234,693	¥26,077	
要介護3	712	36	4・8	12	5	13	790			286,519	257,867	¥28,652	
要介護4	780	36	4・8	12	5	13	858			311,182	280,063	¥31,119	
要介護5	847	36	4・8	12	5	13	925			335,477	301,929	¥33,548	

*「施設内洗濯料金」「オムツ代」は利用料金に含まれます。

*「療養食加算(6単位/回)」「経口維持加算Ⅰ(400単位/月)」「看取り介護加算(最大7,608単位)」「外泊時費用(246単位/日)」「初期加算(30単位/日)30日以内」「安全対策体制加算(20単位/回)初回のみ」「科学的介護推進体制加算Ⅱ(50単位/月)」等、該当する方には別途加算させていただきます。

▲ 食費(材料費・調理費)・居住費(光熱水道費及び室料)

区分	居住費 (1日あたり)	食費 (1日あたり)	居住費+食費 合計(31日あたり)
減額対象外 第1~3段階に該当しない方(第4段階)	¥1,105	¥1,570	¥82,925
利用者負担第1段階 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金受給者、生活保護受給者	¥0	¥300	¥9,300
利用者負担第2段階 世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	¥370	¥390	¥23,560
利用者負担第3段階 世帯全員が市民税非課税で利用者負担第2段階以外の方	¥370	¥650	¥31,620

※介護保険負担限度額認定証は、介護保険課にて申請を行い該当者のみ発行されます。

● + ▲ 1割負担 多床室 月額利用料金 早見表

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
減額対象外(4段階)の方	¥106,536	¥109,002	¥111,577	¥114,044	¥116,473
利用者負担第1段階の方	¥32,911	¥35,377	¥37,952	¥40,419	¥42,848
利用者負担第2段階の方	¥47,171	¥49,637	¥52,212	¥54,679	¥57,108
利用者負担第3段階の方	¥55,231	¥57,697	¥60,272	¥62,739	¥65,168

介護保険外 実費 (次の項目を利用した場合に加算がされます。)

区分	名称	金額	区分	名称	金額	
手数料	預り金出納管理料(現金のみ)	1月 ¥300	専用又は個別に 使用する物品	電池	実費	
	" (現金・通帳)	1月 ¥1,000		ティッシュ	1箱 ¥60	
	証明書等発行手数料	1通 ¥100		歯ブラシ	実費	
	行政手続代行手数料	1回 ¥200		義歯用ブラシ	実費	
	銀行口座 振替手数料	千葉銀行		1回 ¥55	歯磨き粉	実費
		その他銀行		1回 ¥206	義歯洗浄剤	実費
		(ゆうちょ銀行:1回¥10)【施設請求にはのりません】			義歯ケース	1個 ¥110
買い物サービス	1回 ¥200	医療費	医療費・薬剤費	実費		
電気料金	テレビ電気使用料		1月 ¥100	予防接種	実費	
	その他電気使用料		コンセント1本につき¥100	医療保険適用外 材料費 (チューブ・ガーゼ等、医療保険適用 外の個人的に使用する物品の費用)	実費	
余暇活動費	フラワーセラピー	1回 ¥400	その他	切手代	実費	
	紙粘土	1回 ¥400		コピー代	¥10	
	生花	1回 ¥400		栄養補助食品・飲料 (医師の指示によるもの以外)	実費	
床屋	書道	1回 ¥100				
	カット	1回 ¥1,800				
	その他(髭剃り・顔剃り・毛染め等)	実費				

★個室・多床室は入所者の「身体状況」「精神状況」を考慮し、施設側で決めさせていただきます。
★令和3年4月1日~同年9月30日まで、基本単位の0.1%が上乘せされます。